

吉川市協働指針策定合同会議の設立経緯について

1 背景

(1) 市民と行政との協働によるまちづくりの必要性

近年、急激な社会環境の変化や市民ニーズの多様化により、既存の「行政中心の公共的サービス提供システム」だけでは対応できない部分が出てきている。

一方、自主的に活動を展開している市民活動は、柔軟性・先駆性・専門性・自発性・変革性といった特性を持ち、その迅速で多彩な活動を活かした「市民主役のまちづくり」を推進する必要がある。

(2) 第4次吉川市総合振興計画・後期基本計画における市民協働の位置付け

第4次吉川市総合振興計画・後期基本計画では、めざす都市の将来像の基本理念の一つとして「協働のシステムづくり」を掲げている。ここでは、まちづくりの基本を「市民主役」とし、市民、企業と行政が適切な役割分担のもと、市民参画を推進し、協働によるまちづくりを実行できる「システムづくり」を進めることとしている。

(3) 市民と行政との協働推進に関する基本指針の策定趣旨

(1) 及び(2)より、吉川市では市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、それぞれの特性や能力を発揮できる仕組みづくりや、地域住民が主体となって身近な課題を解決していくための仕組みの充実・強化が求められており、市民と行政が協働によりまちづくりを行うに当たっての基本的な考え方(役割や基本原則等)と今後取り組むべき施策の基本的な方向を示すために「市民と行政との協働推進に関する基本指針」の策定を行う必要性が考えられる。

2 よしかわ NPO 連絡会¹による協働提言書づくり

平成19年2月に開催されたよしかわ NPO 連絡会定例会議上で、連絡会メンバーより「協働に関するルールづくり」についての提案が出され、6ヶ月間で提言書を出すことが決定。連絡会内で組織した「B チーム（協働ルールづくりチーム）」が主体となり、「吉川市協働に関する提言＝あなたも主役！よしかわのまちづくり＝」を平成19年10月15日（月）に吉川市長あて提出をした。

3 吉川市市民参画審議会での位置づけ

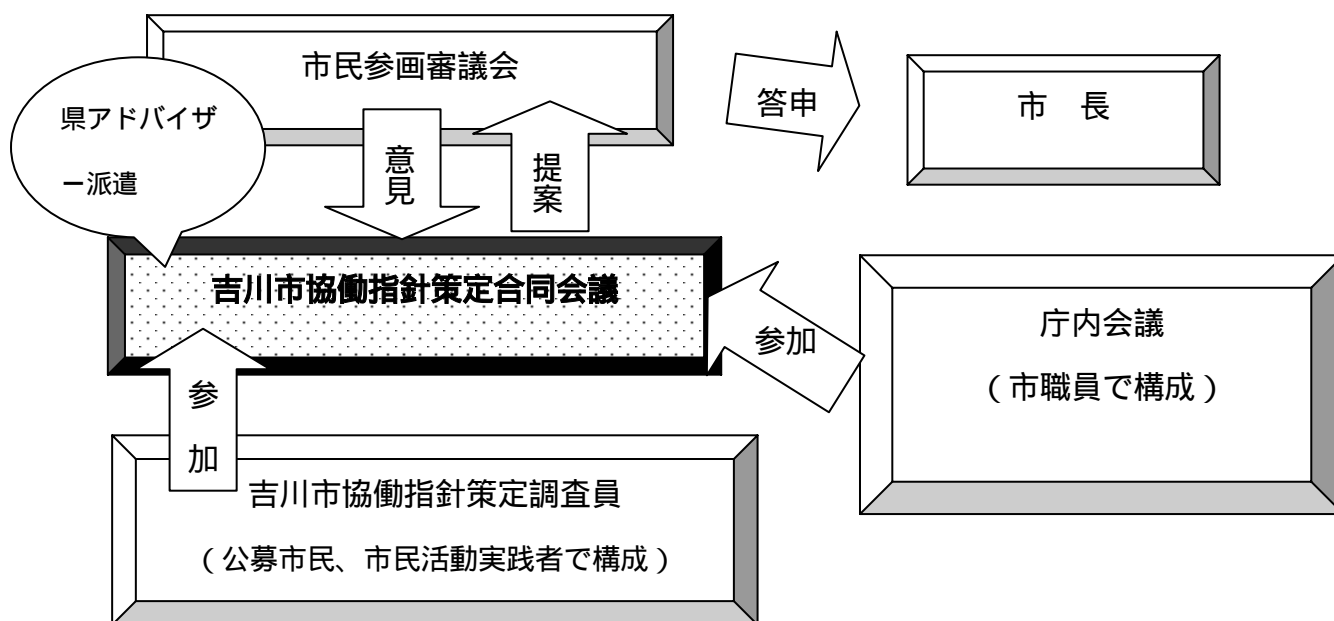
平成19年10月30日（火）に開催された「第2回吉川市市民参画審議会」で「市民と行政の協働に関する基本指針の策定について」の議案が議論された（この時に資料として前述の提言書が配布されている）。本来、吉川市市民参画審議会が協働指針の素案・原案を作成する立場にあるが、委員数が限られていること、審議会の開催を年に2～3回しか行うことができない、等の理由により、審議会で指針を全て作成することは困難であると判断され、別の組織を立ち上げて指針作成を進める方向性を出した（同時に、市民参画審議会は出来上がった指針を市長へ「答申する」という形をとることも決まった）。

4 吉川市協働指針策定に向けての組織の設立

吉川市としては、指針作成にできるだけ多くの市民の声を反映させたいとの思いから、市民で構成する「吉川市協働指針策定調査員」を設置した。また、行政側の意見も反映させる必要性から市職員で構成する「市民と行政との協働に関する庁内会議」を設置し、この2つの組織が「吉川市協働指針策定合同会議」で集まり、意見交換等をしながら協働指針策定をすることとなった。

¹ 平成18年9月に市内で活躍する NPO 団体(法人格は不問)と市で構成された連絡会。会そのものの組織や運営方針を決めずに、様々な観点から NPO の自立支援、相互のパートナーシップ、政策提言などの活動を行っている。また、会の趣旨に賛同する市民個人及び団体であれば誰でも参加できる会となっている。

位置付け【イメージ図】



5 各組織の役割

- ・ 吉川市協働指針策定調査員及び市民と行政との協働に関する庁内会議は、市民と行政との協働のあり方や市民活動の推進、市既存事業における市民との協働の可否など、指針策定に必要な調査研究を行う。
- ・ 吉川市協働指針策定合同会議は、協働の基本的な考え方や取り組みの方向性を示す「市民と行政との協働推進に関する基本指針」を策定するに当たり、幅広い分野から意見等を収集し、市民の声を反映させることを目的とする。

6 任期

吉川市協働指針策定調査員については指針策定までと設定した。また、市民と行政との協働に関する庁内会議委員については2年とした(ただし、再任を妨げない)。庁内会議については協働指針策定後も常設会議とし、協働について考えていくことを目的とする。

7 指針策定までのスケジュール（予定）

	調査員 / 庁内会議	協働指針策定合同会議	市民参画審議会 / その他
平成19年 10月			第2回会議（10/30）にて 指針策定の趣旨説明・課 題抽出・意見
11月	会議設置	会議設置	
12月		第1回策定合同会議 ↓ グループ別検討	
平成20年 1月	第1回会議（各組織）	（市民+職員） 第2回策定合同会議	
2月	必要に応じて開催	第3回策定合同会議	フォーラムを開催して意 見徴収を行う。
3月			
4月		第4回策定合同会議	
5月		第5回策定合同会議	市民参画審議会
平成20年5月までに協働指針素案が完成			
6月			6月～9月まで 地域に赴き説明会 を実施。
7月		第6回策定合同会議	
8月			
9月		第7回策定合同会議	
10月			市民参画審議会
平成20年10月までに協働指針原案が完成			
11月		第8回策定合同会議	パブリックコメント
12月			
平成21年 1月		第9回策定合同会議	
2月		第10回策定合同会議	市民参画審議会
3月	協働指針策定！ 市民参画審議会から市へ答申		

月1回開催を原則としてスケジュールを作成。

